## 法に基づく「ばい煙」の測定義務

測定物質	施 設 区 分		測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物10㎡N/h 以上の施設	特定工場等以外の工場・事業所に設置される もの	2ヶ月をこえない作業期間ごと に1回以上
		特定工場等の工場・事業所に設置されるもの	常時
ばいじん	ガス専焼ボイラー,ガスタービン及びガス機関,水素製造用改質器, 燃料電池用改質器		5年に1回以上
	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	2ヶ月をこえない作業期間ごと に1回以上
		焼却能力 4t/h未満	年2回以上※2
	上記以外の施設	排出ガス量**1 4万m³N/h以上	2ヶ月をこえない作業期間ごと に1回以上
		排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万㎡N/h未満	年2回以上※2
窒素酸化物	水素製造用改質器,燃料電池用改質器		5年に1回以上
	特定工場等(水素製造用改質器及び燃料電池用改質器を除く) ※県内には総量規制地域はありません	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上で下記以外	常時
		排出ガス量**1 4万㎡ N/h 以上で環境大臣 の定める場合(S57.3.29環境庁告示50号)	2ヶ月をこえない作業期間ごと に1回以上
		排出ガス量**1 4万㎡ N/h 未満	年2回以上**2
	特定工場等以外 (水素製造用改質器 及び燃料電池用改質 器を除く)	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万㎡ N/h以上	2ヶ月をこえない作業期間ごと に1回以上
		排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万㎡ N/h 未満	年2回以上**2
有害物質(窒素酸 化物を除く)	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上の施設		2ヶ月をこえない作業期間ごと に1回以上
	排出ガス量**1 4万m <sup>3</sup> N/h未満の施設		年2回以上**2

<sup>※1</sup> 排出ガス量は「湿り」である。

水素製造用改質器:水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が1,000m³/h未満の施設

<sup>※2</sup> 継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設については、年1回以上。